

全国一斉・無料相談

暮らしとこころの 相談会

おひとりで悩みを抱えていませんか？

解雇や賃金未払いなどの労働問題、多重債務などの生活問題、
悩みごとが頭から離れずよく眠れないなどのこころのお悩みに

弁護士と臨床心理士が無料で相談に応じます！



日本弁護士連合会は、毎年、自殺予防週間に「全国一斉『暮らしとこころの相談会』」を実施しております。
岐阜県弁護士会では、下記日時・場所で臨床心理士と弁護士が連携して無料相談会を実施いたします。

2018年9/14(金)

13:00～17:00(予約制)

会場 岐阜県弁護士会館(岐阜市端詰町22)

お問合せ・ご予約は 岐阜県弁護士会

(058-265-0020)まで

《主催》日本弁護士連合会・岐阜県弁護士会

《共催》日本司法支援センター(法テラス) 《後援》厚生労働省・総務省

